

**令和6年度
いわて農林水産物DX販路開拓・拡大戦略推進業務**

業務仕様書

令和6年5月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度いわて農林水産物DX販路開拓・拡大戦略推進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨及び目的

県産農林水産物の販路開拓・拡大を進めるため、県産農林水産物の産地情報を集約するデータベース（以下「産地情報データベース」という。）を構築するとともに、生産者と実需者間の受発注システムの実証を行い、効果的な販路開拓手法を構築しようとするもの。

(2) 業務概要

- ア 業務名 令和6年度いわて農林水産物DX販路開拓・拡大戦略推進業務
イ 委託期間 委託契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

(3) 業務内容

県と協議・調整を図りながら、次の業務を行う。

ア 産地情報データベースの構築

首都圏等大消費地の飲食店等への販路拡大に向けて、県産農林水産物の営業活動に必要な産地情報を集約したデータベースを構築すること。

(ア) 基本仕様

- ・ 情報セキュリティが確保されたクラウドサービスによる構築も可とする。
- ・ データベースの全体構成及び産地情報のフォーマットを作成すること。
- ・ 利用権限の付与機能により、県及び受託者において共同編集が可能であること。なお、構築したデータベースにログインして作業する場合のセキュリティ対策を明示すること。
- ・ PC、スマートフォンのどちらからでもアクセスできる仕様とすること。
- ・ 10人程度が同時アクセス可能であること。
- ・ 将来的に、生産者や飲食店・卸・小売業者がデータベースにアクセスして利用することを想定しており、公開・非公開を設定できるように構築すること。
- ・ 事業終了後、県が管理・運営することを想定し作成すること。
- ・ 障害発生時には、速やかに原因を特定し、適切に対応するとともに、県に報告すること。

(イ) 構築にあたっての事項実施

a 品目

- ・ 県が指定する下記10品目とする。

原木乾しいたけ、ウニ、もも、いわて牛、米（金色の風、銀河のしずく）、りんご（紅いわて）、南部かしわ、わらび、サーモン、さわら

b 品目の産地情報の集約

- ・ 現地調査を行い、以下のような情報を集約すること。集約する項目は県と協議のうえ決定すること。

定量・定性データ、専門家評価、ストーリー等の産地診断カルテ、生育状況、出荷予定時期、画像・映像、荷姿等

c 旬の食材カレンダー

- ・ 実需者の季節ごとの販売促進企画に対し、戦略的に県産食材を提案できるよう、旬の食材がカレンダー形式で出力される機能を整備すること。

d 商談用・販促用資料作成のための編集用コンテンツ出力機能

- ・ 産地情報データベースの情報を基に、商談資料や販促ツールが作成できるよう、コンテンツ出力機能を整備すること。
- ・ 産地情報データベースの利用者自身が、用途に合わせて必要な情報を選択し、編集加工できるようにすること。
- ・ 商談用・販促用資料は、飲食店や卸・小売業等への営業活動に活用できる、商品概要書やセールスシート、販促用POP等を想定しており、そのひな形を作成すること。

e 操作マニュアルの作成

- ・ 産地情報データベース操作マニュアルを作成すること。

イ 生産者・実需者間の受発注システムの実証

生産者と飲食店等実需者間で食材の受発注ができるシステムをモデル的に構築し、実証試験を行うこと。

(ア) 実証用受発注システムの構築

- ・ 産地情報データベースの情報を基に、Web サイトで県産食材を紹介し、受発注できる仕組みを構築すること。
- ・ 受発注できる品目は、産地情報データベースに集約した10品目の中から、県と協議の上決定すること。
- ・ 受発注システムは、キーワードで検索できるようにし、食材及び生産者・販売者情報をわかりやすく掲載すること。
- ・ 受発注システムの実証期間は、別途実施する「令和6年度県産農林水産物のレストランフェア等企画運営業務」に参加する「黄金の國、いわて。」応援の店が利用できるよう、フェアに合わせて3カ月間程度を設けること。
- ・ 実証後、生産者と実需者の取引状況を取りまとめ、課題を検証し、次年度以降の事業に向けた提案を行うこと。

(イ) 利用者サポート

- ・ 受発注システムへ登録する生産者に対し、業務用取引に係る留意事項（商品の差別化ポイント等）の説明や、登録・操作方法の支援を行うこと。
- ・ 受発注システムの保守管理、操作サポート、不具合の問合せ等に対応できるよう窓口体制を整えること。

ウ 戦略的広報業務

専門的な知識やネットワーク力をもとに、首都圏メディア向け広報を行うこと（2回以上）。

エ 自由提案

上記業務内容以外で、予算の範囲内で実行でき、本業務の目的を達成するために有効と考え

る取組を提案すること。

オ その他

- ・ サーバは受託者が用意すること。委託契約期間におけるサーバ費用、保守管理費用、セキュリティ費用等は委託金に含まれる。
- ・ 別途実施予定の「令和6年度いわて農林水産物商材開発事業」及び「令和6年度県産農林水産物のレストランフェア等企画運營業務」と連携し、一体的に業務を推進すること。

(4) 業務報告

本業務に係る業務報告書を作成し、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で納品すること。

データベースに集約したデータは、来年度以降も引き続き使用することを想定しており、県において管理、編集できる形式（Excel など）で納品すること。また、データベースの作成に係り、その根拠として使用したデータも併せて納品すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 参加者の資格に関する事項」に定める要件に準じること。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項

において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない

(6) 情報セキュリティの確保

受託者は、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

(7) その他

ア 本業務の遂行にあたり、WEB会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。

イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

3 受託者の要件

(1) 個人情報の保護

プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISMS（情報セキュリティ管理システム）についてISO/IEC27001又はJIS Q 27001に基づく認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。

(3) 品質の確保

ISO9001の認証を取得、又は、同等の品質管理体制を確立していること。

4 法令等の遵守

(1) 受託者は、民法（明治29年法律第89号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法規を遵守すること。

(2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項
(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手段及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。